

各 位

令和3年3月29日
名古屋税関業務部

保税地域から引き取る酒類の課税数量等について

保税地域から引き取る酒類の関税及び酒税の課税標準となる数量（以下「課税数量」という。）について、税関間での取扱いを統一するため下記のとおりお知らせします。

今後、保税地域から引き取る酒類の関税の課税数量につきましては、原則20度（未納税引取については15度）における数量にて申告していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 関税及び酒税の課税数量

保税地域から引き取る酒類の関税の課税数量は、原則として温度20度における数量による。また、当該酒類の酒税の課税数量についても、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同）の規定に基づき、関税と同様に、温度20度における数量による。

（参考）酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第2編 酒税法関係

第30条の5 引取りに係る酒類についての酒税の納付等

1 輸入酒類の容量計算の取扱い

輸入酒類の容量は、関税の課税数量によることに取り扱う。

2. 未納税引取承認申請の申請数量

酒税法第28条の3第1項（未納税引取）の規定に基づき未納税引取りの承認を受ける際の申請数量は、温度15度における数量による。ただし、温度15度における数量が関係書類等において明らかでない場合は、輸入申告書上の課税数量を申請数量として記載する。

以 上